

# 新型コロナウイルス感染症関連情報 ⑦

国民健康保険料、税金、保育料、各種公共料金……**支払いが心配**との声が届いています。安倍首相は3月18日の対策本部で、「家計に余裕がない世帯などを対象に、国税と社会保険料の納付を原則1年間猶予する」「電気、ガス、水道といった公共料金についても、支払い猶予など柔軟な措置をとるよう要請する」と表明しています。

3月26日時点で税や国保料などについては自治体に「**具体的な通知は来ていない**」とのことですが、**現行の減免制度等**を活用できる場合もありますので、制度の概要をお知らせします。

## 1. 税金について

●コロナ拡大で資金繰りに困る企業の支援に消費税、法人税等の納付を最長6年間猶予する方針。猶予の手続きも口頭のみにするなど簡略化。猶予の間に生じる延滞税や担保もなくす方向。内容によって法改正が必要であり、4月中に決定の見込み。地方税も国税と同様になる見込み。(未定)

●現行減免制度は

合計所得金額が350万円以下で、①納税者の失業・廃業で休職中、②前年の所得金額に比べ今年の所得見込みが1/2以下など、(他にも要件あり)納税が困難な人を対象に、**納期限までの市県民税の一部が減額**されます。【問い合わせ先】**市民税課 0798-35-3217**

●国において所得税の確定申告期限が1か月延長されていますが、個人市民税・県民税の申告期限も2020年4月16日(木曜日)まで延長されています。

## 2. 国民健康保険料について

●現行減免制度は

①前年の合計所得が1,000万円以下で、引き続き1か月以上の失業または休廃業により生活が困難になった場合。

②前年の合計所得が500万円以下で、本年中の所得の見込み額が、前年の半分以下に減少した場合。……等があります。いずれもそれぞれ所定の必要書類があります。

●資格証でも通常の保険証として使えます。

【問い合わせ先】**国保収納課 0798-35-3156**

## 3. 市営住宅家賃について

前前年度の所得によって家賃が決定されていますが(その際に収入基準月額によって家賃減免あり)、急激な所得減少による減免制度は現在ありません。ただし、離職などによって所得がなくなった場合は、離職を証明できるものがあれば翌月から減免されます。

【問い合わせ先】**西宮市営住宅管理センター 0798-35-5028**

日本共産党 2020.3.28/No.716 西宮市六湛寺町10-3  
**西宮市会議員団ニュース** TEL35-3368 FAX22-7815

お困りごと、要望、情報などをぜひお寄せください

市ホームページをご覧になれない方等のため、市発表の情報等をもとにこのニュースを発行しています。

## 4. 保育所保育料及び給食費等の減免について

●国の方針に基づき、**3月分の保育料について**登園自粛等により欠席した児童の保育料と給食費の**日割り計算**をおこないます（ただし、欠席理由は問わない）。また、登園している園が市の要請により臨時休園となった場合や、児童が濃厚接触者となった場合も同様の取扱いとなります。この減免（返金）を受けるための特別な手続きは不要です。

●4月以降の減免については未定ですが、月の収入が普段の**60%以下**になる方は、減免を受けられる可能性があります。

【問い合わせ先】 **保育入所課 0798-35-3160**

## 5. 育成センター利用料の減免について

育成センターの利用料は、3月中（3月3日以降）に一度も利用しなかった方のみ全額免除されます。保育料のように日割り計算はなく、1日でも利用すれば全額支払わなければなりません。議員団は保育所と同様に日割り対応するよう求め続けています。

## 6. 就学奨励金制度について

学校給食費等を助成する就学奨励金制度は、前年度の世帯所得が認定基準ですが、「災害等により年度途中において年定を必要としている者については、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること」となっています。4月に各学校で申請書が配布されますので、必要と思われる方は遠慮なく申請しましょう。

【問い合わせ先】 各学校 または **教育委員会学事課 0798-35-3851**

## 7. 生活福祉資金総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)について

コロナの影響で、収入の減少や休業、失業等となり生活に困窮する世帯等に対し、生活費等の必要な資金の貸し付けを行います。連帯保証人なしでも無利子。据え置き期間は12か月以内。ただし、自立相談支援事業の利用（相談）が原則。

【問い合わせ先】 **西宮社会福祉協議会 0798-37-0010**

## 8. 電気代などの支払いについて

7の資金貸付を受けるなどの要件で、電気代ガス代の支払い期限が延長されます。また、電話代携帯電話代なども申し出によって支払期限が延長される場合があります。

## 9. 上下水道代について

一時的に上下水道料金のお支払いが困難な場合には、下記にご相談ください。

【問い合わせ先】 **上下水道局電話受付センター 0798-32-2201**

**0797-61-1703 078-904-2481**

(平日) 午前8時45分～午後8時 (土曜・日曜・祝日) 午前8時45分～午後5時30分

**お困りの際には、党議員団にぜひお問い合わせ・ご相談ください**  
**☎ 0798-35-3368 fax 0798-22-7815**